

# 労働総研 ニュース

No.404

2023年12月号  
(2023年12月20日)

発行 一般社団法人労働運動総合研究所(略称:労働総研) rodo-soken@nifty.com

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-9-1 メゾン平河町501

☎(03)3230-0441 Fax(03)3230-0442 <http://www.yuiyuidori.net/soken/>

## 勤労青少年の学ぶ権利を奪うな —夜間定時制高校の存続を求める運動について

中島 康浩

### はじめに (3年ぶりの立川駅頭宣伝)

11月24日の夕方、私たちは3年ぶりにJR立川駅南口でハンドマイクを握り、チラシを配布した。

コロナ禍で丸3年間、街頭宣伝を自粛していたが、1カ月前に開催された東京都教育委員会(都教委)が私たちの母校・「都立立川高校定時制(立川定)を2025年の4月より募集停止し閉課程(4年後に廃校)にする」旨の予告を行ったことに、満身の怒りを込めてその不当性を訴え、撤回を求めた。

格差と貧困社会、最近では「ヤングケアラー」が社会問題になっている。ひとり親世帯や貧困世帯など、立川周辺の子もたちが高校進学をあきらめるのではなく、夜間定時制という選択肢があることを、多摩の地域に残しておいてあげたい。そんな思いで私たちは

この運動をすすめている。

緊急に呼び掛けた、「11.24怒りの立川駅大宣伝行動」には21人の方が参加され、事務局が用意したチラシ300枚を配布した。この行動を呼び掛けたのは、東京都立立川高校美蓉会(定時制同窓会)、立川高校定時制の廃校に反対する会、小山台高校定時制の廃校に反対する会で、参加したのは同校OBの同窓会員、卒業生の保護者、元教員をはじめ、周辺の定時制高校の元・現教員、周辺中学校の元教員、そして小山台の会(品川区)の役員・元教員たちである。

この行動には、報道関係から、しんぶん赤旗と東京民報社が取材に来た。いずれも写真入りで宣伝行動の様態を紹介してくれたが、東京民報社は1面トップ5段見出しで「立川定時制、募集停止予告の撤回を。反対する会が存続求め宣伝」と、大きく報道した。

そこで本稿では、廃校計画が発表されてから丸8年、反対運動によって小山台と立川では計画の実行を阻止してきたが、立川定の「募集停止の予告」という新たな局面を迎えたことから、①都教委はなぜ夜間定時制高校を潰そうとしているのか、②拡がる廃校反対の市



勤労青少年の学ぶ権利を奪うな—夜間定時制高校の存続を求める運動について……

……………中島 康浩 1

研究部会報告、研究活動、事務局日誌 … 8

民運動とその取り組み、③今後の(運動の)ために一について、勤労青少年の学ぶ権利を守る立場から、一定のまとめをしておきたい。

## 1 夜間定時制つぶし。東京都教育行政の合理化計画

(1) 2015年8月の暑い日、地元の都議会議員が我が家にやって来て、都教委が進めようとしている「都立高校の一部改編案」の説明を資料とともに伝えてくれた。2000年頃には100校を超えていた夜間定時制高校が石原都政のもとで44校に減らされ、そして「一部改編案」では、立川高校と小山台高校(品川区)、雪谷高校(大田区)、江北高校(足立区)の4つの夜間定時制高校を潰していくのだという。これに対して東京都教職員組合と市民団体が反対運動を準備していることも、この時知った。

(2) 都教委は同年11月26日、「都立高校改革推進計画・新実施計画(案)」の骨子を発表した。計画づくりは上意下達であり、内容は前記の通り立川定など4校を閉課程とするものである。その理由が3点挙げられていた。いずれも欺まんに満ちたものだった。

第1は、「定時制希望者の減少」である。説明では、2011年に志願率が0.63倍だったが、2015年には0.42倍に低下しているという。確かにそのようだが、この間に、定時制の競争相手でもある広域通信制の私立高校が、テレビ、ラジオ、新聞など膨大な広告費を投入して急成長してきた。これに対して都教委の定時制対策は、廃校を視野に「各中学校にパンフを配り、周辺の定時制高校の存在を知らせた」だけである。

第2は、「勤労青少年の減少」である。1965年に入学した生徒のうち勤労青少年は88.3%だったが、2015年には3.3%にまで減少して

いるという。現実には6~7割が何らかの形で働いていると聞いていたので、この数字には目を疑った。後でわかったことだが、都教委がいう勤労青少年とは、本工・正社員と家事手伝いのみをカウントし、パート、アルバイトなどの非正規労働者は含まないというのである。こんなバカげた解釈が何の法律によるものなのか説明がなく、いまだに同じ論を繰り返している。非正規が4割の時代に中学卒の正社員を雇う企業は稀であるし、パートでも9時~5時のフルタイム労働者はゴマンといる。都教委の「人権意識」を疑わざるを得ない。そもそも当時存在していた「勤労青少年福祉法」に抵触する身勝手な解釈である。

第3は、「全日制・定時制併置による施設利用の時間的制約」というのが挙げられている。全日制の生徒は定時制の生徒が登校する時間に合わせて下校しなければならない、「5時下校ルール」がある。部活の校庭、体育館や図書館などの施設も、このルールのもとに交互に利用されている。全・定の元教員によれば、全・定間で問題が発生した時は、どの学校でも双方の教員同士で話し合っ解決してきたから、現時点では有りもしない話である。全日制を卒業して国立大学を経て弁護士になった方(30代女性)の話では、5時下校ルールがあったからこそ、部活に熱中し過ぎることなく家で受験勉強ができたという。

ではいったい何のために、都教委は夜間定時制高校を潰そうとしているのだろうか? 都教委は廃校の理由を明らかにしていないが、それは、いずれも名だたる進学校として国公立大学への進学者数を増やすことが目標の全日制だからである。とくに立川高校は、明治34年(1901年)に東京府立第2中学校として開校し、多摩地域随一の進学校であった。ところが近年では、国公立大学合格者数において周辺の国立高校や八王子東高校、国分寺高

校に遅れをとっている。こうした競争に勝ち抜くためには、午後5時以降も自由に補習などを重ねる環境が必要なのであろう、と受け止めざるを得ない。つまり、全日制の国公立進学率向上のために、定時制を潰せということである。そんなことを教育行政が言えないから、前記のような3点に亘る、有りもしない事柄や偽装数字を並べ立てて廃校に追い込もうとしているのである。

(3) 次に指摘するのは、立川定を無くしてその代替案の不当性である。

一つは昼夜間定時制の砂川高校(3部。立川市)の学級増、二つ目は2025年の春に開校する「立川チャレンジスクール」で吸収するというものである。ところが、砂川高校夜間部の始業時間は午後2時25分であり、9時～5時で働いている勤労青少年は間に合わない。チャレンジ校は不登校経験者に特化した教育と受験方法のため、夜間定時制の教育とは馴染まない。

(4) 最後に指摘しなければならないのは、都教委事務局の非民主的対応である。

1) 本計画(案)の発表と同時に実施されたパブリックコメント集計結果の取り扱いが極めて不当であった。後日発表された集計結果は、応募総数175件、うち廃校計画に「賛成」意見が3件、「反対」意見が172件であったという。この結果について都教委は「都民に対する説明不足」が原因だとして、廃校路線を正当化してしまった。関係法によれば、行政はパブリックコメントの結果に必ずしも拘束されないことになっている。それは、賛否が5対5とか、3対7くらいの比率の話ではないのか。しかし、本件の比率は1対57である。世論は圧倒的に廃校を否定したのであり、一度立ち止まって再検討すべきであろう。それでもゴリ押しをしたところに、都教委の非民主的体質が見て取れる。

2) その後の共同要請の場でも不当な規制がかけられた。事務当局が質問は1人1問までと制限して私たちの追及を許さなかった。追い質問が許されないと本質に迫れないことは、先般のジャニーズ事務所の記者会見が示したとおりである。

3) こうして反対世論、民主的意見を封殺しつつ、2016年10月の教育委員会で雪谷定の募集停止を予告し、2017年10月の教育委員会では江北定の募集停止を予告して廃校へ追い込んだ。その後5年間は反対する会の活動や、小池都知事の発言等もあり、募集停止の予告はできなかったが、今回ついに立川定に牙をむけたのである。

## 2 広がる「廃校反対」の市民運動とその取り組み

### (1) 立川高校定時制の廃校に反対する会が発足

立川定の廃校に反対する最初の「つどい」が開催されたのは、都教委が廃校計画を発表する直前の2015年11月14日、会場は国分寺労政事務所だった。私は出席するに当たり、教育問題は素人なので何かの役に立てるかも知れない人材として、法政大学元経済学部長の相田利雄氏(立川市在住＝労働総研会員)に同席してもらった。私が事務局を務める労働総研中小企業問題研究部会で2代目部会長を引き受けてくれた縁である。

つどいには、三多摩子育て・教育問題連絡会に結集する元・現教員の方々をはじめ、芙蓉会(定時制同窓会)、PTA、地域住民の有志など30数人が参加した。議事は情勢報告のあと、反対運動の進め方を含め全員発言のフリー討論になった。参加者の中には、定時制の大先輩で後に全日制の英語教師を経て当時は芙蓉会の副会長だった吉田道郎氏や、3

年後輩の佐藤啓一君もおり積極的に発言した。つどいではまとめて当たり、運動体の名称を「立川高校定時制の廃校に反対する会」とし、直ちに「存続を求める」請願署名に取り組むことになった。また、終了直後に、司会者が相田先生に会長就任を要請し、先生はこれを了承した。

つどいの直後に、立川の会が呼びかけて4校(立川、小山台、雪谷、江北)の関係者が一堂に会し、今後の運動について話し合った。その結果、各地に「反対する会」(仮称)を立ち上げて、教職員や同窓会、PTAなどと共同していくことや、4校共通の請願署名に取り組むこと、毎月1回を目途に情報交換をしつつ共同の運動を展開していくことなどを申し合わせ、相談する場を「定時制連絡会」とした。

こうして、2016年1月に「小山台高校定時制の廃校に反対する会」が発足し、2月上旬にかけて、雪谷の会、江北の会もつくられた。

## (2) 学者・文化人の共同声明に125氏が賛同

この種の運動はスタートダッシュが肝要であり、私は定時制連絡会の席上、「学者・文化人の共同声明」の取り組みを提案した。全労連会館のフロアで見かける有名人(張本勲、大江健三郎、山田洋次氏ら)の顔写真が並ぶ「核兵器全面禁止アピール」署名のポスターを思い出しながら、自分にも30人ほどは同意が得られることを見込んでの提案であった。了解を取り付けるとすぐに「夜間定時制高校をこれ以上なくさないでください」との声明文を作成した。直後に、全労連の会議に同席していた映演労連・松竹労組の役員を見かけて、映画「学校」制作スタッフの賛同が戴けないのかと相談した。松竹労組は翌週の執行委員会で協議し、この運動を積極的に協力・支援することを決定、「学校」関係者に

関係書類を手渡してくれた。こうして、一番最初に賛同してくれたのが山田洋次監督であった。次に声を掛けたのは日弁連元会長の宇都宮健児弁護士で、年越し派遣村や最低賃金引き上げの運動をご一緒した縁で快く引き受けてくれた。

あとは労働総研と労働者教育協会(労教協)の主要メンバー(都内の大学関係)、文化人と自由法曹団の役員に電話とメールでお願いした。労働総研からは、牧野富夫日本大学元副学長、相田利雄法政大学元経済学部長、松丸和夫中央大学経済学部長、小越洋之助國學院大学名誉教授、大須眞治中央大学名誉教授、藤田実桜美林大学教授など、労教協からは、副会長の杉井静子弁護士、金子ハルオ都立大元経済学部長、岩佐茂一橋大学名誉教授らが賛同してくれた。文化人では、作曲家の池辺晋一郎氏、翻訳家の池田香代子氏、報道写真家の石川文洋氏、映画監督の本木克英氏、日本画家の小島和夫氏、洋画家の藤田富治郎氏が賛同し、法曹界から自由法曹団団長の新井新二弁護士、東京法律事務所の小部正治弁護士、代々木法律事務所の鷺見賢一郎弁護士、三多摩法律事務所の吉田健一弁護士らが協力してくれた。

こうして、30数人の賛同者一覧を作成して連絡会の会議に臨むと、教育関係の方から、あの人この人と候補者があがり、最終的に賛同者は125人になった。前記以外では、ノーベル賞受賞者の大村智特別荣誉教授(北里大学)、歴代の日本教育学会会長経験者として大田堯日本こどもを守る会会長、堀尾輝久東京大学名誉教授、佐藤学学習院大学教授、藤田英典共栄大学教授が名を連ねてくれた。

運動開始から1カ月余、年が改まった2016年1月14日、共同声明の賛同者が80人に達したことから、都庁記者クラブで記者発表した。朝日新聞社の報道カメラマンとして活躍され

た石川文洋氏(両国高校定時制卒)の熱弁もあって、報道各社の若手記者には驚きをもって迎えられたようで、会見時間を超えて質問が絶えなかった。この模様は翌日の朝日、毎日、読売、日経、産経などの各紙に掲載された。なお、記者会見後に都教委へ賛同者一覧を提出したが、想定外の圧力になったようだ。

この運動の中で、思わぬ事態が起こった。2月1日、東京弁護士会が「夜間定時制4校の廃止に反対する会長声明」を公表してくれたのである。声明は結論として、「夜間定時制高校4校を廃止(閉課程)することは…子どもらにとって、その学習権を侵害するおそれが極めて強く、決して容認されるものではない」と憲法26条(教育を受ける権利)違反になると断罪したのである。さらに後日、伊藤茂昭会長がラジオの短波放送J-WAVEの番組に生出演し、30分に亘って声明文の内容を解説してくれた。

### (3) 活動の中心に存続を求める署名運動

定時制連絡会を軸に、立川、雪谷、小山台、江北の各地に誕生した「廃校に反対する会」の活動の中心は、「4校の存続を求める請願」署名である。獲得目標を全体で3万筆とし、これを推進するために「つどい」が持たれ、同窓会に働きかけ、最寄り駅での宣伝活動が展開され、独自のチラシが作られた。

立川高校定時制の廃校に反対する会が取り組んだ、最初の立川駅南口宣伝は2016年12月5日であった。教職員やそのOB、PTA、芙蓉会の有志20人ほどが参加して、リレートークしながらチラシを配布した。地元の有名校が潰されることは、立川市民や買い物客らに驚きをもって伝わり、署名する人の行列ができるほどであった。1時間の活動で100筆を超える署名が集まり、署名用紙を持ち帰ってくれる方も数人いた。

2016年2月の教育委員会が、4校の廃校計

画を盛り込んだ「都立高校改革推進計画・新実施計画」決定しようとしていることから、立川の会は2月7日に「第2回立定つぶすな!交流集会」を開催して運動強化を意思統一し、集会後には立川駅南口に移動して宣伝・署名活動を行った。寒い中、今回も署名する人の行列ができ、1時間ほどで100筆を超える署名が集まった。何よりも、教員OBがマイクを握って訴えている時、教え子が通りかかって、大声で応援してくれたり、弁士としてマイクを握ってくれたことである。

こうして集まった署名は、1月14日(第1次)、1月29日(第2次)、2月9日(第3次)と、立て続けに都教委へ提出した。短期間ながら累計では、立川の会が1万2,786筆、4校共通が8,378筆で、計2万1,164筆に達した。

その後も毎年、「存続を求める請願」署名活動は続けられ、いつも1万筆を超えて集約して都教委に提出している。近年ではネット署名も併用するようになっていく。

この署名活動では、同窓会の芙蓉会も約1,600人の会員へ、毎年の「会報」に同封してお願いしてきた。また、連合加盟の東京都高等学校教職員組合(都高教)の本部にも協力を要請し、各支部に配布してもらっている。

私も個人的に、小学・中学時代の同級生や高校・大学時代の友人、全労連や労働総研、労教協の関係者、地域の有力者などに署名用紙を手渡したり、郵送してお願いしている。毎年のことだが、全労連や労働総研、労教協などの大きな会議に参加する時は、いつも1時間ほど早く会場入りし、順次参加してくる方の前に立って「私の母校が…」と説明しながらお願いすると、20筆、30筆、50筆と署名していただける。地域の知り合いを訪問したりして、直接集約する数は200筆ほどになる。断る方が居ないのが教育署名の特徴といえる。加えて頼んだ方々が計250筆ほどを集めてく

れるのも有難い。

請願署名の運動とは別に、2017年の6月には小池都知事宛の、4校の存続を求める「緊急アピール」を発表して、これに賛同する方々の名前入りジャンボチラシの取り組みを展開した。名刺代として1人500円をいただいて活動資金に充てた。最終的に4,146人の名前が載ったジャンボチラシが完成し、9月から駅頭などでも配布して注目された。

#### (4) その他、定時制存続のためなら何でもやるう

定時制連絡会には4校の活動家が参加しているので、学校存続のために様々な意見、提案が飛び交う。こうした中で、有効ないくつかの活動を具体化してきた。

1) 2016年3月、情報化時代に対応して、私たちの活動をいち早く紹介したり、他の定時制高校の取りくみ等を紹介する共同のホームページとして、小山台の会の鏡一太君(2021年12月に急逝)が中心になって「定時制情報局」を開設、運営している。

2) 毎年10月の都教育委員会で、今後の生徒募集を実施するか否かを定めることから、2019年より9月の時点で教育長と5人の教育委員へ立川定の芙蓉会、小山台の会がそれぞれ「手紙」を作成し、事務局経由で渡している。よく読まれているようで、会議の場でその文面が紹介されたりもした。

3) 都議会各会派への要請行動は、請願署名の提出に合わせて毎年定期的に取り組んでいる。都議会各会派とも私たちの要請に対しては真摯に対応してくれるが、請願署名の紹介議員になってくれたり賛成してくれるのは共産、社民、市民ネットのみである。しかし、2021年3月5日の都議会予算特別委員会で小池都知事は、白石たみお議員(共産)の質問に対して「夜間定時制高校は重要な役割を果たしている」と答弁して注目された。

4) マスコミ対策では、都庁の記者クラブに対し、大きな行動を展開する時の取材案内や、毎年10月に開催される都教育委員会決定に対する私たちの声明文などを紹介している。こうした中で2022年秋にTOKYOFMからの取材があり、立川定から私が、小山台定から教員OBの多賀哲弥氏が、約1時間のインタビューに応じた。翌年2月に同局の「東京ニュースレディオ」で放送された時には2人とも一言ずつになっていたが、私たちがコメントした内容はナレーションに活かされていた。

5) 芙蓉会の独自活動としては、2017年5月の常任幹事会で「東京都教育委員会による母校を含む都立夜間定時制高校4校の閉課程(廃校)計画を凍結し、4校の存続を求める決議」を採択し、全会員にアピールしたことである。また、2019年以降は毎年秋に「学校案内」(A4判4ページ)を作成し、立川市周辺自治体の全中学校を訪問して、学校長と進学担当の先生に1人でも多く立川定への受験生をお願いする取り組みを展開してきた(コロナ禍で中断)。立川の会も独自の案内チラシを作成して周辺自治体の全中学校に毎年郵送している。

6) 個人的な活動で一番注目されたのは、私の同期生で秋田県在住の藤原寛文君が、2019年6月に上京し、首相官邸に菅義偉内閣官房長官(当時)を訪ねて、立川定存続のための尽力を要請したことである。菅長官はその場で文部科学省の担当官を呼び付けて対応を指示した。両氏はともに秋田県秋の宮村(現湯沢市)出身の幼馴染で、「ひろ坊」「よし坊」と呼び合う仲だったという。

### 3 今後の運動方向について

(1) 格差と貧困社会を象徴する「ワーキングプア」という言葉が社会問題になったのは、貧困問題を追求してきた労働総研の大先

輩・江口栄一中央大学名誉教授の論文による。今から21年前の2002年頃であった。「ワーキングプア」世代の子どもたちが順次、高校生、大学生になっている。彼らの学生生活がどうなっているのか心配されるところ、次のような記事が目にとまった。

「私立高で学費滞納増。全国私教連調査、物価高など影響」と、しんぶん赤旗（2023年12月1日付）が報じたのである。同調査によれば、私立高校の学費を3カ月以上滞納する者は全国で2,125人（0.68%）で、経済的理由による中退は30人（0.01%）で、どちらも昨年を上回ったという。滞納理由には「物価高による生活苦」や「1人親世帯の増加」などがあげられ、生徒がアルバイトや進路変更を余儀なくされて「学ぶ権利」が抑圧されている状況が見られる、と紹介している。

（2）定時制連絡会ではこの間の教育委員会で、夜間定時制高校の存続を求める「請願」に対する「回答」（否決理由等）の内容について納得できず、公開質問書を提出して回答の場を求めてきた。2023年11月には立川定の募集停止予告がされたこともあり、改めて9項目に亘る公開質問書を提出した。うち、前述の「勤労青少年」の解釈問題のほかに、勤労青少年に係わる部分を紹介したい。

◇ 立川定を閉課程とする理由として「夜間定時制の応募倍率の低下」をあげているが、閉課程を決定した2016年から7年経っても（前年より多い）37人も入学してくることに、それでも「応募者は少なくなった」と断定するのか。

◇ 若者雇用促進法第22条は、雇用主に対して「雇用する青少年が高等学校の定時制課程もしくは通信制の課程等で行う教育を受ける場合は、必要な時間を確保することができるよう配慮するように」と、努力義務を課している。その一方で、教育行政が受け皿であ

る夜間定時制を無くしてしまうという矛盾について、どう考えるのか。

◇ 回答では、「昼夜間定時制高校の夜間部の規模拡大とチャレンジスクールの新設を行い、その進捗や夜間定時制の応募倍率の推移などの状況を考慮しながら、一部の夜間定時制を閉課程としていく」としている。しかし、今回の立川定の募集停止は、砂川高校3部の学級増と立川チャレンジスクールの新設とが同時進行である。なぜ、進捗や応募状況の推移を考慮せずに立川定の閉課程という結論に至ったのか。

◇ 砂川高校3部の授業は14時25分から6時間であり、立川定は17時20分から4時間である。働きながら学んでいる生徒には14時25分は間に合わない。にもかかわらず、立川定の生徒を受け入れることは可能だとする根拠を示していただきたい。

（3）定時制連絡会では、近日中に当面する活動強化の方向を検討することになっている。活動家の中で話題にのぼっている取り組みは（順不同）、①前述の公開質問書に対する都教委の文書回答について、説明の場を求める、②12月集会や春の教育集会などに参加し、夜間定時制の存続を求める特別発言を行う、③年明け早々に立川定の募集停止にストップをかけるよう、久々に「つどい」を開催し、請願署名を開始する、④立川駅南口宣伝の定期的な実施など、宣伝・署名活動を強化する、⑤東京都議会、立川市議会などの対策をすすめる、⑥都知事選の争点に押し上げる、などである。

（なかじま やすひろ・労働総研会員）

## 研究部会報告

### ・労働時間健康問題研究会公開研究会

(12月1日)

金属労働研究所共催、(公財)社会医学研究センター協賛で公開研究会を全労連会議室でオンライン併用で開催した。

第1部(日本の労働時間の実情と労働時間短縮の意義)は、報告1「日本の労働時間の実情と労働時間短縮の課題～働き方は改革されたのか?」(鶯谷徹中央大学名誉教授)で、「働き方改革」の到達点、長時間労働と過労死・過労自殺の現状と原因、「働き方改革関連法」の本質、労働時間短縮の意義と課題、「働き方」をどう改革すべきか、について述べられた。

報告2「いのちと健康を守る労働安全衛生と労働時間短縮の意義、国際労働基準の活用～健康で人間らしく生き働くためのルール確立をめざして」(佐々木昭三労働総研・社医研センター理事)では、過労死防止法制定10年と過労死をなくすために、いのちと健康を守る労働安全衛生、労働時間短縮の意義と所定労働時間7時間-1日8時間労働制、国際労働基準を日本で活用する課題が語られた。

第2部(労働時間短縮の運動とジェンダー平等)では、報告1「教員の働き方と労働時間短縮・労働安全衛生」(杉本正男産業カウンセラー)で、教育をとりまく状況、教職員の働き方、長時間労働の要因、働き方改革をめぐる状況、文科省・教育委員会・管理者が果たすべき役割、学校の労働安全衛生活動の推進を求める取り組みについて報告があった。

報告2は「労働時間短縮の運動とジェンダー平等」(清岡弘一全労連副議長・労働総研理事)で、労働時間短縮の運動とジェンダ

ー平等、24国民春闘方針(春闘討論集会)、産別における労働時間短縮のたたかい、そして『月刊全労連』2024年1月号(特集・労働時間短縮)での伊藤圭一・全労連常任幹事の提起が紹介された。

討論では、労働時間法制と時間外労働の賃金の割増率、増員、ILO条約の中核条約と批准の課題、企業の社会的責任と「人権とビジネス」、医師労働の超長時間労働過密労働問題、研究会活動への期待などで発言があり、報告内容を深めるものとなった。(佐々木昭三)

## 11月の研究活動

11月 6日	労働組合研究部会
24日	賃金・最低賃金問題研究部会
25日	関西圏産業労働研究部会
30日	女性労働研究部会

## 11月の事務局日誌

11月 2日	第1回出版・広報委員会
15日	私鉄「連帯する会」と内部留保に関して意見交換
24日	第2回国民春闘白書検討委員会 労働法制中央連絡会事務局団体会議
25日	企画委員会
28日	研究委員会と全労連の懇談